

村税証明(閲覧)申請書

記入例

東京都三宅村長 殿

太枠の中のみ記入願います

証 第

号

令和元年5月1日

申請者	住所	〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地	TEL	03-1234-5678
	フリガナ	ミヤケ ハナコ	生年月日	大正昭和 平成 50年 1月 1日生
	氏名	三宅 花子 (印)		
納税義務者	住所	〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地	TEL	
	フリガナ	ミヤケ タロウ	生年月日	大正昭和 平成 48年 2月 2日生
	氏名	三宅 太郎 (印)		

申請者と納税義務者のご関係 ○を付けてください	本人 <input checked="" type="radio"/> (世帯員) (妻)
	共有者 <input type="radio"/> その他 () ※その他の方は委任状をご用意ください。

使用目的 ○を付けてください	<input type="checkbox"/> シルバーパス <input checked="" type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 医療関係 <input checked="" type="checkbox"/> 借入 <input type="checkbox"/> 奨学金 <input type="checkbox"/> 年金申請 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input checked="" type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> 扶養関係 <input type="checkbox"/> 確定申告 <input type="checkbox"/> その他 ()
-------------------	--

必要な証明の番号に○をつけ、どの年度又は年分の所得の証明が必要か記入してください。
(注意) 年度又は年分の記載がない場合は、最新年度又は最新年分の証明となります。

①	所得証明書	<input checked="" type="radio"/> 平成・令和 29 年度(平成 28年分の所得)	1 件
2	課税・非課税証明	平成・令和 年度(平成 年分の所得)	件
③	軽自動車税納税証明書	(標識番号: 品川 品川 う 1111)	1 件
④	固定資産証明書	<input checked="" type="radio"/> 評価・公課 <input checked="" type="radio"/> 平成・令和29年度 (物件: 土地 阿古497番地)	1 件
⑤	その他(村都民税納税証明書)	<input checked="" type="radio"/> 平成・令和 28・27 年度	1 件

本人確認	マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポート・ 住民票の写し・官公署発行の身分証明書・外国人登録証明書	確認・受付者
証明手数料	1件 300円	領収金額 円
	受付 作成 係長 課長 交付	本人確認書類写
決裁欄		要 ・ 不要

◎ご注意ください (詳細は係員にお尋ねください)

- 窓口に来た方の身分証明書が必要となりますので、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など官公署発行のもの)をお持ちください。郵送による申請の場合は申請者の身分証明書の写しを添付願います。
- 生計を一つにする親族でない方が申請される場合は、委任状等本人の同意を確認できる書類が必要になります。
- 村都民税はその年の1月1日現在の住所地(原則は住民登録地)で課税されます。三宅村以外に居住していた方の証明は三宅村で発行することはできませんのでご注意願います。
- 村都民税の所得及び控除内容は、課税年度の前年分のものです。
- 該当する年度の所得について申告等をしていない方は、別途申告が必要になる場合があります(非課税の方も必要になる場合があります。)
- 申告を行ったばかりの方は、最新の情報に更新されるまでお時間をいただくことがあります。
- 法人(会社等)に係る証明・法人名義の固定資産の閲覧・縦覧について、社員等の方が申請される場合には、法人印(会社印)のある申請書をご持参ください。
- 本社(本店)等名義で、その所在が市外等の場合には、支社(支店、営業所)長からの『委任状』でも結構です。
- 納税後、あまり日をおかず請求される場合、納税いただいた旨の通知が金融機関等から届いてないこともありますので、お手数ですが領収書など納付確認ができるものをお持ちください。

※虚偽の届出をした者は個人情報保護法の規定に基づき罰せられます。